

各 国 税 局 長
沖 縄 国 税 事 務 所 長
殿

国 税 庁 長 官
(官 印 省 略)

「教育用財産に対する相続税の非課税制度における幼稚園等事業
経営者に係る家事充当金限度額の認定基準等について」の一部
改正について（法令解釈通達）

昭和51年6月7日付直資2-219「教育用財産に対する相続税の非課税制度における幼稚園等
事業経営者に係る家事充当金限度額の認定基準等について」（法令解釈通達）について、その一
部を下記のとおり改正したから、平成30年分以後の家事充当金限度額の認定等について適用さ
れたい。

（趣旨）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第77号）による国
家公務員の給与の改正等に伴い、家事充当金限度額の認定基準等について所要の改定を行った
ものである。

- 1 別紙1「家事充当金限度額の規模別基準額」を次のように改める。

別紙1

家事充当金限度額の規模別基準額

幼児数規模別区分 地域区分		280人以下	280人超 400人以下	400人超 560人以下
		千円	千円	千円
地域手当 支給 地域	地域手当20% 支給地域	8,920	10,670	13,350
	地域手当16% 支給地域	8,620	10,320	12,900
	地域手当15% 支給地域	8,540	10,230	12,790
	地域手当12% 支給地域	8,320	9,960	12,460
	地域手当10% 支給地域	8,170	9,790	12,240
	地域手当6% 支給地域	7,880	9,430	11,790
	地域手当3% 支給地域	7,650	9,160	11,460
その他地域 (地域手当の支給なし)		7,430	8,900	11,120

- (注) 1 「幼児数規模別区分」の各欄は、その幼稚園等に入園している幼児数に応ずる欄を使用する。
- 2 「地域区分」の欄における「地域手当支給地域」の各欄は、その幼稚園等の所在する人事院規則9-49((地域手当))第3条により定められた別表第一(第二条、第三条関係)の支給地域及び人事院規則9-49附則第2条各号に定められた級地の区分に応じた割合を使用し、「その他地域(地域手当の支給なし)」の欄は、地域手当支給地域に該当しない地域について使用する(別紙2及び別紙3において同じ)。

- 2 別紙2「家事充当金限度額の幼児又は園児一人当たりの基準単価」を次のように改める。

別紙2

家事充当金限度額の幼児又は園児一人当たりの基準単価

地域区分		幼児又は園児一人当たりの基準単価
地域手当支給地域	地域手当20% 支給地域	円 18,720
	地域手当16% 支給地域	18,090
	地域手当15% 支給地域	17,940
	地域手当12% 支給地域	17,470
	地域手当10% 支給地域	17,160
	地域手当6% 支給地域	16,530
	地域手当3% 支給地域	16,070
その他地域 (地域手当の支給なし)		15,600

3 別紙3「事業経営者の親族等の適正給与額の判定基準額(教諭)」を次のように改める。

別紙3

事業経営者の親族等の適正給与額の判定基準額(教諭)

地域区分		在職期間区分			
		4年未満	4年以上 6年未満	6年以上 8年未満	8年以上 10年未満
地域 手当 支給 地域	地域手当20% 支給地域	千円 4,500	千円 4,800	千円 5,190	千円 5,420
	地域手当16% 支給地域	4,350	4,640	5,020	5,240
	地域手当15% 支給地域	4,310	4,600	4,980	5,200
	地域手当12% 支給地域	4,200	4,480	4,850	5,060
	地域手当10% 支給地域	4,120	4,400	4,760	4,970
	地域手当6% 支給地域	3,970	4,240	4,590	4,790
	地域手当3% 支給地域	3,860	4,120	4,460	4,660
その他地域 (地域手当の支給なし)		3,750	4,000	4,330	4,520

(注) 「在職期間区分」の各欄は、事業経営者の親族等である教諭がその幼稚園等に在職している期間に応ずる欄を使用する。